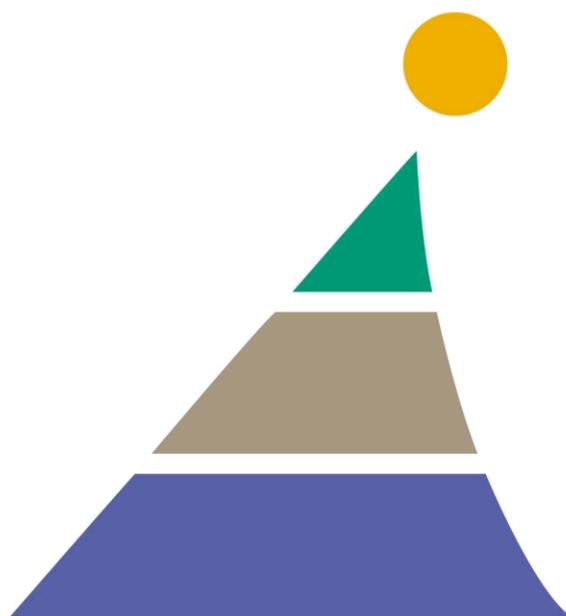


# 定 款



公益財団法人 三重県農林水産支援センター



# 公益財団法人 三重県農林水産支援センター定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人三重県農林水産支援センターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県松阪市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、三重県内における農林水産業の担い手の確保及び育成を図るとともに、農家、林家及び漁家の経営の合理化、就業環境の改善及びその社会的経済的地位の向上並びに農林水産業の経営基盤の強化と、併せて農林水産品の流通、加工及び利用の増進及び改善を図り、本県農林水産業及び農山漁村の安定的かつ健全な発展により、県民生活の向上に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農林水産業への新規参入者の支援を行うとともに、現在就業及び参入している者の育成、資質向上等の支援を行う事業
  - (2) 県産農林水産物の需要拡大、新商品の開発等新たな需要の創造に関する事業
  - (3) 農林水産業者と消費者の交流及び農林水産業と他産業との連携促進に関する事業
  - (4) 農地保有の合理化、農業経営基盤の強化及び農業構造の改善に関する事業
  - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の各事業は三重県において行うものとする。

## 第2章 資産及び会計

### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の維持及び処分の制限)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 基本財産の一部を処分し、又は担保に供しようとするとき及び基本財産から除外しよう

とするときは、理事会の決議を経て評議員会の承認を要する。

#### (財産の維持管理及び運用)

**第7条** この法人の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

#### (事業年度)

**第8条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

**第9条** この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

**第10条** この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (長期借入金)

**第11条** この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

**第12条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第10条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第3章 評議員

#### (評議員)

第13条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(イ) 国の機関

(ロ) 地方公共団体

(ハ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(ニ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(ホ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(へ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

#### (任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第4章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の決定
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は毎年6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員に対して、評議員会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。この場合において評議員の承諾があった場合には電磁的方法により招集の通知をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることな

く、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選により選定する。

(定足数)

第23条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の決定
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (選任等)

**第28条** 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、この法人の理事(その親族、その他特別の関係にある者を含む。)、評議員(親族その他の特別の関係にある者を含む。)及びこの法人の使用人を兼ねてはならない。また各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

#### (理事の職務及び権限)

**第29条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

**第30条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 必要に応じて、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがある時は、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

**第31条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第27条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

**第32条** 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

**第33条** 理事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

#### (取引の制限)

**第34条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、当該取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取扱いについては、理事会において定める。

#### (責任の免除)

**第35条** この法人は、理事又は監事の法人法第198条の規定により読み替えて準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、法人法の外部理事又は外部監事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

### (構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び常務理事の選任及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (5) 第35条第1項の規定に基づく役員の実任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

### (開催)

第38条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

2 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

### (招集)

第39条 理事会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、各理事及び監事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

## 第7章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 情報公開及び特定個人情報、個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た特定個人情報及び個人情報の保護に万全を期すもの

- とする。
- 2 特定個人情報及び個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散等

### (定款の変更)

- 第50条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。
- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第14条についても適用する。

### (合併等)

- 第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、法人法第247条、第251条に係る合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を三重県知事に届け出て、その認可を受けなければならない。

### (解散)

- 第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

- 第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告)

- 第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 1 1 章 補則

(委任)

**第 5 6 条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 （平成24年4月1日設立登記）

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この定款の施行の日前に、財団法人三重県農林水産支援センター寄付行為に基づき定められた規程又は議決された事項は、この定款に基づき定められた規程又は議決された事項とみなす。
- 4 この法人の最初の代表理事は、鈴木英敬（会長）、中西正明（理事長）、業務執行理事は、芝田充弘（常務理事）とする。
- 5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。  
奥野長衛 青木民夫 永富洋一 仲森廣光 松本 浩 細渕芳弘 矢倉長谷男  
黄瀬 稔 石田正昭 松村直人 荒木利芳 植村静子 小寺功子 渕矢美壽代

附 記

公益財団法人認定 平成24年3月19日 農商第04-205号

設 立 登 記 平成24年4月 1日

別表1 基本財産（第5条関係）

財産種別	金 額	備 考
満期保有目的債券	15,000,000円	出捐金（三重県）

定款変更

- この定款は、平成24年 6月21日から施行する。
- この定款の変更は、平成28年 3月24日から施行する。
- この定款の変更は、平成30年 6月18日から施行する。
- この定款の変更は、令和 4年 3月22日から施行する。